

犬等の輸出入検査規則の一部を改正する省令案新旧対照条文  
 ○ 犬等の輸出入検査規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

		（検査の場所及び係留期間）	
		第四条 家畜防疫官は、前二条の規定による検査のため、次の表に掲げる区分に従い、検査に係る犬等を同表の下欄に定める期間（以下「係留期間」という。）動物検査所に係留しなければならない。ただし、第八条第一項の規定により検査を行った場合において、当該検査に係る犬等の係留期間が十二時間以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間であり、かつ、その犬等につき家畜防疫官が狂犬病にかかっているおそれがなく、かつ、かかるおそれもないと認めるときは、この限りでない。	
輸	犬等の区分	係留期間	
入	一・二（略）	（略）	
	三 次に掲げる書類が添付されている犬又は猫（個体識別措置が講じられているものに限る。）	採血日から到着日までの日数（以下「採血後日数」という。）を百八十日から差し引いて得た日数（採血後日数が百八十日を超える場合、採血後日数が百八十日を超えない場合において最後の採血日が前回の採血日から百八十日以上経過した日であるとき又は家畜防疫官の発行する証明書若し	林水産大臣の定める方法

		（検査の場所及び係留期間）	
		第四条 家畜防疫官は、前二条の規定による検査のため、次の表に掲げる区分に従い、検査に係る犬等を相当下欄に掲げる期間（以下「係留期間」という。）動物検査所に係留しなければならない。ただし、第八条第一項の規定により検査を行った場合において、当該検査に係る犬等の係留期間が十二時間以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間であり、かつ、その犬等につき家畜防疫官が狂犬病にかかっているおそれがなく、かつ、かかるおそれもないと認めるときは、この限りでない。	
輸	犬等の区分	係留期間	
入	一・二（略）	（略）	
	三 次に掲げる書類が添付されている犬又は猫（個体識別措置が講じられているものに限る。）	採血日から到着日までの日数（以下「採血後日数」という。）を百八十日から差し引いて得た日数（採血後日数が百八十日を超える場合、採血後日数が百八十日を超えない場合において最後の採血日が前回の採血日から百八十日以上経過した日であるとき又は家畜防疫官の発行する証明書若し	林水産大臣の定める方法

2  
5  
6

(略)

出 輸	
(略)	<p>によるものに限る。以下同じ。)を受けている旨、本邦に到着する日(以下「到着日」という。)前二年以内に採取された血液中の抗体価(農林水産大臣の定める基準に適合するもの又はこれと同等以上の検査能力を有するものとして農林水産大臣の指定する検査施設において、農林水産大臣の定める方法により測定したものに限る。以下同じ。)が血清一ミリリットル当たり〇・五国際単位以上である旨及び当該血液が採取された日(以下「採血日」という。)を記載した輸出国政府機関の発行する証明書又は家畜防疫官の発行する証明書若しくはその写し</p>
(略)	<p>くはその写しに採血日が記載されている場合には、十二時間以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間)</p>

2  
5  
6

(略)

出 輸	
(略)	<p>によるものに限る。以下同じ。)を受けている旨、本邦に到着する日(以下「到着日」という。)前二年以内に採取された血液中の抗体価(農林水産大臣の定める基準に適合するもの又はこれと同等以上の検査能力を有するものとして農林水産大臣の指定する検査施設において、農林水産大臣の定める方法により測定したものに限る。以下同じ。)が血清一ミリリットル当たり〇・五国際単位以上である旨及び当該血液が採取された日(以下「採血日」という。)を記載した輸出国政府機関の発行する証明書又は家畜防疫官の発行する証明書若しくはその写し</p>
(略)	<p>しくはその写しに採血日が記載されている場合には、十二時間以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間)</p>

附 則

(係留期間の特例)

第六条 平成二十四年一月一日から同年七月三十一日までの間に対象地域（アイルランド、スウェーデン及び英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）をいう。以下同じ。）から直接輸入される犬等のうち、次の各号のいずれにも該当するものは、第四条第一項の規定の適用については、指定地域から直接輸入される犬等とみなす。

一 当該犬等が平成二十四年一月一日以降に本邦、指定地域及び対象地域以外の地域から対象地域に輸入された犬等並びに同日以降に対象地域内の一の地域から対象地域内の他の地域に輸入された犬等でない旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明書が添付されていること。

二 狂犬病の予防注射の実施状況及び血液中の抗体価を勘案して、平成二十四年一月一日から到着日までの間狂犬病に対する免疫の効果の有していたと認められること。

附 則